

補習生各位

近畿実務補習所運営委員会

2017年期 ディスカッションⅣテーマ

ディスカッション（ディベート）を通じ、論理的思考力、瞬発的思考力、批判的思考力を高め、短時間で的確に主張を行う能力、意図を的確に伝える構成力、説得力のあるプレゼン能力を養うことを目的として実施する。

ディスカッションⅣのテーマは下記のとおりです。4つの小グループに分かれてアカデミック・ディベート形式にて実施します。どちらのテーマ（テーマ1、テーマ2）、どちらの立場（A派、B派）を担当することになっても、活発なディベートが出来るように事前に情報収集に努め自身の考えをまとめた上で出席して下さい。

どの立場についてディスカッションを行うかは、当日講師が決定します。

○ 方式：アカデミック・ディベート

議論の教育を目的とし、ひとつの論題の下、2チームの話し手が肯定する立場と否定する立場とに分かれ、自分たちの議論の相手に対する優位性を第三者であるジャッジに理解してもらうことを意図したうえで、客観的な証拠資料に基づいて論理的に議論をする。

事前に議論のテーマを発表していることから、原則、**講義中の調査目的によるスマートフォンの利用は禁止します。**

記

テーマ1

給与所得者は毎月の給料から所得税が源泉徴収され、原則として12月の年末調整にて課税関係が完了するのが現行の制度である。

A派、B派に分かれて議論しなさい。

A派：現行の年末調整制度は各種のメリットがあるため、引き続き継続すべきである。

B派：自宅のパソコンから容易に電子申告ができる現在、年末調整を廃止して給与所得者も確定申告を原則とすべきである。

テーマ2

現行の法人税制においては、法人税法の他に租税特別措置法が存在し、国の政策目的（設備投資や賃上げの促進など）の達成のために、税制面から後押しするものとして一定の効果があるものとされている。反面、課税の公平や実効税率の国際比較の観点からの弊害も指摘されている。A派、B派に分かれて議論しなさい。

A派：租税特別措置法は必要であり存続すべきである。

B派：租税特別措置法は徐々に廃止していくべきである。

■ 月日：6月30日（土）

■ 会場・開始時間等

会場：天満研修センター

受付時間：午前 8時50分～ 午後 12時50分～

開始時刻：1班-4班 9時30分、5班-8班 13時30分です。（5分前には着席して下さい）

■ 当日の出席確認等の手順について（ディスカッション・ゼミナール共通）

- ① 7階の受付で、「補習生カード」をカードリーダーに通す。若しくは署名する。
- ② 当日の配付資料（班ごとのメンバー表、グループ分け）を受け取る
- ③ 班ごとに指定された「教室」に入り、グループ番号毎に着席する（座席図は教室内に掲示）
- ④ 受講後、受付にて補習生カードを通す。若しくは署名する。入退室ともに記録がない場合、単位は付与されませんので忘れないように注意して下さい。

以上